

## 規 則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十八号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例施行規則（昭和三十九年埼玉県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。